

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、尊い命が失われた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた会員組合及び組合員の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

本会ではこの度の震災に関し、多大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興に向けて全力を尽くす所存でございます。本稿では、県内会員組合等の被災状況や中央会の支援状況を紹介します。

（県内組合の被害の状況）

本会が内陸地域の342会員組合に電話確認（確認率：80.7%）したところ、一部建物損壊や従業員等の怪我以外、大規模被害は報告されていない。但し、機械の故障や原材料・人員不足、中でも燃料不足が物流停滞等を招き復興を妨げている。一方、壊滅的被害を受けた沿岸地域では、107会員組合のうち電話確認できたのは18組合であり、本会では急遽職員を現地に派遣、被災状況の確認に当たった所、宮古地区及び釜石・大船渡・陸前高田地区の会員組合には、施設流出・全壊等による組合機能の消失や多大な人的被害等が明らかになった。

（本会の行う被災状況確認、支援活動）

本会では大きな被害を受けた沿岸地域に職員を派遣、被災状況の確認の他、支援物資の提供等を展開。また、震災後いち早く震災対応の窓口として「震災被災中小企業者特別相談窓口」を設置、経営及び金融関連等の相談に応ずる他、県内60名の情報連絡員への被災状況聴き取り調査、義援金（3月28日時点で26件受付、計71万円）募集等を展開。

（会員組合の行う支援活動（一部のみ掲載））

岩手県自転車二輪車商業（協）は、盛岡市内の放置自転車を約50台を修理、被災地域に提供。一関市水道工事業（協）は、市との防災協定により水道復旧工事を実施中。岩手県倉庫事業（協）は、倉庫を救援物資預かり所として提供中。（協）盛岡卸センターは、毛布等の緊急支援物資を提供。岩手県畳（工業）は、避難所に畳20枚を提供。（協）宮古市魚菜市場は、組合女性部が中心となり炊出や古着等の支援物資を提供（右写真）。岩手県旅館ホテル（生同）は、盛岡近郊の旅館ホテルで沿岸地域からの被災者受入を実施中。

（被災地への激励の言葉）

「日本がこれまでに歴史の節目節目で絶えずその可能性を示して来たように日本の方々と日本にいる方々がこの出来事からより強く立ち上がられますように」（Web：世界から日本へ1000のメッセージより）



被災の様子(大槌町：本会職員撮影)



本会職員による支援物資の提供(宮古市)



宮古魚菜市場の行う古着提供の支援活動



米軍の被災者支援(写真は facebook より)

東北地方太平洋沖地震に関する特別措置について

平成23年3月11日（金）に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に関し、国は激甚災害法に基づく激甚災害に指定するとともに、中小企業を対象とした特別措置等を講じている。本稿では中小企業に関する特別措置の概要について紹介する。

1. 災害関係保証の発動（経済産業省・中小企業庁）

市町村長・消防署等から罹災証明（災害被害を受けたことの証明）を受けた中小企業者に対し、被災中小企業者が金融機関から借入を行う際、信用保証協会が別枠で保証。保証条件等の内容は次のとおり。

- (1) 対象資金：事業再建資金 (2) 保証割合：100%保証 (3) 担保：弾力的に扱う
 (4) 保証限度額：無担保8千万円、普通2億 (5) 保証料率・期間：岩手県信用保証協会に要相談
 (6) 保証人：原則不要（代表者保証は必要）

問い合わせ先：中小企業庁経営安定対策室 Tel：03-3501-2698

2. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助（経済産業省・中小企業庁・岩手県）

事業協同組合、協同組合連合会、協業組合または商工組合若しくは商工組合連合会の有する倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設（注1）が激甚災害を受けたため、都道府県が災害復旧事業を行う場合（注2）、国が補助に対する支援を行う（都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助＝国が事業費の1/2・都道府県が1/4を補助）。

※（注1）組合等の共同施設とは、以下の①～③の全ての条件を満たす施設であって、④及び⑤のいずれかの条件を満たすこと

- ①災害復旧に要する経費が30万円以上の施設
 ②激甚災害を受けた施設で、その市町村の区域内にあるものの復旧に要する経費の総額を、当該事業協同組合等の数で除して得た額が、150万円以上となる市町村の区域内にある施設
 ③施設の種別は「**倉庫**＝商業倉庫、製品倉庫、原材料倉庫、備品倉庫その他の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業の用に供する倉庫」「**生産施設・加工施設**＝鉱業施設、製造業（日本標準産業分類大分類E分類）の製造施設」「**検査施設**＝製品検査施設、原材料検査施設、機械装置検査施設、車両運搬具検査施設、工具検査施設、器具検査施設、備品検査施設、臨床検査施設」「**共同作業場**＝配送センター、出荷施設、集荷施設、廃棄物処理施設、共同車検場、梱包場」「**原材料置場**＝原材料受入施設、原材料貯蔵施設、原材料運搬施設」「**商業基盤施設**＝共同市場、共同店舗、教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、イベント広場、公園、緑地、公衆便所、その他商店街の機能を高める施設」

なお、災害を受けた共同施設の残存物件の取り壊しに要する費用、整地費、排土費を附帯工事費として算入。

- ④災害復旧事業に要する経費の総額を、組合員（利用構成員）の数で除した額が、10万円以上の共同施設
 ⑤被災区域内に事業場を有する組合員（利用構成員）のうち、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたものの数が、組合員（利用構成員）の総数の30%を超える事業協同組合等の施設

※（注2）なお当該事業はあくまで岩手県が復旧事業経費の3/4以上を補助する場合に、国が補助対象と



する事業であり、国と県の協議により補助の実施及び上記記載の要件等は今後変更があり得る。

問い合わせ先：中小企業庁経営安定対策室 TEL：03-3501-2698

3. 災害復旧貸付の金利引き下げ（経済産業省・中小企業庁）

被災中小企業者に対し、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、貸付額のうち1千万円（事業協同組合等の中小企業団体は3千万円）を上限として、0.9%の金利引き下げ（中小企業部門：0.85%。但し平成23年3月14日時点）。利率引下げの適用期間は、平成23年3月11日から平成23年9月11日までに「災害復旧貸付」を受ける方について、融資後3年間。

問い合わせ先：中小企業庁経営安定対策室 TEL：03-3501-2698

4. 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間延長（経済産業省・中小企業庁）

小規模企業者等設備導入資金貸付等について、既往貸付金の償還期間を2年延長（7年以内→9年以内）。

問い合わせ先：中小企業庁経営安定対策室 TEL：03-3501-2698

5. 小規模企業共済災害時貸付等の追加対策（経済産業省・中小企業庁）

被災した小規模企業共済契約者に対する「災害時貸付」の貸付金利を無利子（間接被害者は引き続き金利0.9%）とし、貸付限度額を2千万円に引き上げ。償還期間も延長（貸付額500万円以下は4年に、505万円以上は6年に）し、据置期間は12ヶ月で設定。また掛金の納付期限を6ヶ月延長。

問い合わせ先：中小企業庁経営安定対策室 TEL：03-3501-2698

6. 高度化融資に係る償還猶予措置（中小企業基盤整備機構）

被災者の既往債務の償還期限を延長。問い合わせ先：中小企業基盤整備機構総務部 TEL：03-5470-1500

7. 岩手県中小企業災害復旧資金等の実施（岩手県経営支援課）

（中小企業災害復旧資金）

事務所または事業所が罹災した中小企業者で、市町村長等の発行する罹災証明書を受けた者が対象。なお、罹災証明書の発行困難な沿岸地区においては、証明書を受けない中小企業者も貸付対象とする。併せて沿岸地区の中小企業者においては、申込手続における確認手続（市町村・商工会議所等の確認手続）を省略し、直接金融機関に申し込むことが可能。貸付概要は次のとおり。

資金使途：設備資金・運転資金 融資限度額：1千万円以内 融資期間：10年以内（据置3年以内）

融資利率：固定金利（3年以内：年1.7%以内、3年超10年以内：年1.9%以内）

保証料率：信用保証料は県が全額負担 担保・保証人：担保不要、保証人は法人代表者を除き原則不要

（それ以外の支援資金）

県内に事業場を有する中小企業者に対する運転資金・設備資金として、「中小企業経営安定資金災害対策枠（運転資金貸付限度額：8千万円以内、貸付期間：15年以内、金利：固定金利年2.5%以内、信用保証必要、第三者保証人不要）」「商工観光振興資金（貸付限度額：（運転）5千万円以内、（設備）：1億円以内、貸付期間：（運転）10年以内、（設備）15年以内、金利：変動金利年2.3%以内、信用保証必要、第三者保証人不要）」「小口事業資金（貸付限度額：（運転・設備）：1,250万円以内、貸付期間：（運転）5年以内、（設備）7年以内、金利：変動金利年2.3%以内、信用保証必要、第三者保証人不要）」がある。

問い合わせ先：岩手県商工労働観光部経営支援課金融担当 TEL：019-629-5542

8. 申告・納付等の期限延長（国税庁・岩手県総務部税務課）**（１）国税**

県内に納税地を有する納税者については、地震発生の日（平成23年3月11日）以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長される。また、地震の影響により期限内での申告が困難となった場合、最寄りの税務署に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出することで申告・納付等の期限延長を認める。期間は告示により別に定める。

問い合わせ先：盛岡税務署法人第一部門 TEL：019-622-6141

（２）県税

- ①個人事業税…事業用資産の被災の際、損害額が当該資産の1/2以上で、平成22年分の事業所得が1千万円以下の場合、平成22年分の事業所得額に応じ申請により減免（平成22年の事業所得額500万円以下は全額免除、500万円を超え750万円以下は50%軽減等）。住宅・家財の被災では、損害額が価格の3/10以上で、平成22年の所得金額が500万円以下の場合、申請により1/2軽減。
- ②不動産取得税…滅失・損壊した不動産に代わる不動産取得の際、滅失・損壊直前の当該不動産価格に税率を掛けた分を軽減・免除。
- ③自動車税…津波により自動車に被害を受けた場合、修繕費（保険や損害賠償金で補填される額を除く）が20万円以上の際、平成23年度分の自動車税額を軽減（30万円以上は50%軽減、25万円以上30万円未満は40%軽減等）
- ④自動車取得税…滅失・損壊した自動車に代わる自動車取得の際、滅失・損壊直前の当該価格に税率を掛けた分を軽減・免除。
- ⑤期限納税猶予…申請により期限延長（2ヶ月以内）。

問い合わせ先：岩手県総務部税務課 TEL：019-629-5146

9. 義援金等の税務（国税庁）

個人が義援金等を寄付した場合、特定寄付金（国・地方公共団体等への直接寄付等）に該当すれば寄付金控除の対象（支出した特定寄付金額－2千円＝寄付金控除額）。

法人が義援金等を寄付した場合、国等に対する寄付金・指定寄付金の場合、支出額全額が損金算入。

問い合わせ先：盛岡税務署法人第一部門 TEL：019-622-6141

10. 行政上の権利利益の満了日の延長等の各種特別措置（総務省・法務省）**（１）運転免許証の有効期限の延長等**

被災者が自動車運転免許のような有効期限付き許認可等の行政上の権利利益について、許認可等の有効期限を一定程度延長（平成23年8月31日までの範囲）。具体的な権利利益は、告示で別途指定する。

（２）期限内に履行されなかった行政上の義務履行の免除

履行期限のある法令上の義務が、被災により履行期限までに履行されない場合でも、一定期間（平成23年6月30日）までに履行された場合、行政上・刑事上の責任を問わない。

（３）法人破産手続き開始決定の留保

被災により債務超過となった法人について、支払不能の場合を除き、一定期間（平成25年3月10日まで）破産手続開始の決定をすることができないこと。

問い合わせ先：総務省行政管理局行政手続・制度調査室 TEL：03-5253-5352

1.1. 中小企業緊急雇用安定助成金の利用（厚生労働省）

地震被害に伴う「経済上の理由（注）」で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持のため一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業は原則8割）を補助する中小企業緊急雇用安定助成金を利用できる。また、既に本助成金を受給してる事業主が、今地震の影響を受け休業を行う場合も助成の対象となる（本県に事業場を有する事業者の場合は緩和措置有り）。

なお入社後、やむを得ず休業させる場合でも、今回の震災の影響による休業については、中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる。

※（注）東北太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告、避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象にはならない。

問い合わせ先：岩手労働局職業対策課 TEL：019-604-3002

1.2. 法務局・地方法務局の業務（法務省）

県内で業務継続が困難な法務局は、盛岡地方法務局一関支局及び盛岡地方法務局大船渡出張所。これら登記所が管轄する登記情報については、他の登記所に窓口または郵送の方法により登記事項証明書の交付（送付）を請求することができる。但し、地図等の情報については閲覧・請求ともに不可。

問い合わせ先：法務省民事局 TEL：03-3592-7114

1.3. 電気事業に関する特別措置（資源エネルギー庁）

(1) 不使用月の料金減免（6ヶ月間）

被災日が属する料金計算月の次の月から6ヶ月間を限度として電気料金を減免。

(2) 工事費負担金の減免（6ヶ月間）

被災後、電気需給契約を廃止し、その後新たに使用申込した場合、申込が平成23年9月末日まででかつ、契約電力等が以前の契約と同一である場合、工事費負担金を免除。

(3) 臨時工事費の免除（6ヶ月間）

被災後、復旧工事等の臨時電灯・臨時電力を平成23年9月末日まで申込の場合、臨時工事費を免除。

(4) 使用不能設備に相当する基本料金の減免（6ヶ月間）

50kw未満の電気設備が一時使用不能の場合、平成23年9月末日までその設備の基本料金を免除。

(5) 引込線（配電線から需要家までを結ぶ電線）等の取付位置変更に係る費用免除（6ヶ月間）

引込線等の取付位置の変更申込をした場合、平成23年9月末日までに申込され、かつ、供給方法が以前と同一の場合、初回工事に要した費用を免除。

問い合わせ先：資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課 TEL：03-3501-1748

1.4. 緊急要望の実施（全国中央会・岩手県中央会）

海江田経済産業大臣、池田・松下経済産業副大臣、中山・田嶋経済産業大臣政務官、高原中小企業庁長官、岡田民主党幹事長に対し、全国中央会から次の緊急対策（一部抜粋）を要望済み。

1. 被災中小企業者の救済のため、次の金融対策を早期に実施すること …（1）被災中小企業者の借入金の返済猶予を早急に行うこと …（2）被災中小企業者に対する貸付の手続きを迅速に行うこと
2. 被災地の中小企業者が早急に事業の再開ができるよう環境整備を速やかに行うこと。

また本会では、中小事業者の資金支援や早期の産業復興を図るため、被災者生活再建支援法の産業版として「(仮称)被災事業者再建支援法」の制定に向け全国中央会が国等に働きかけるよう要望を実施した。

平成22年度の組合設立支援状況

本会では、平成22年度に於いて4事業協同組合の設立支援を実施した。設立組合の特徴として、地域資源活用、廃棄物処理の効率化、経営効率化等を実現するための組織化が挙げられる。設立された組合の概要は下記のとおり。

< 事業協同組合 4組合 >

盛岡・紫波地区都市環境事業協同組合 廃棄物の収集運搬と再資源化を通じて地球環境の保全、循環型社会の一層の推進し、高度で健全な運営を強化するために組織化。 主な事業は、共同受注、教育情報提供等。	理事長	齊藤 義光	出資金	200万円
	住所	紫波町	組合員数	4
	設立年月日(登記日)	平成22年7月6日		
東郷協同組合 県内の縫製業界は高齢化、労働力不足、コスト削減等の課題を克服するため、組合員企業の経営の合理化・効率化を目的に組織化。 主な事業は、共同受注、共同購買。	理事長	古前田 静子	出資金	20万円
	住所	雫石町	組合員数	4
	設立年月日(登記日)	平成22年8月10日		
花泉物産協同組合 花泉地区では主立った地域産品直売所が設置されていないことから、地元の要望を受け、安全・安心な青果物の提供を目的に組織化。 主な事業は、共同施設設置・運営、共同販売。	理事長	須藤 篤	出資金	100万円
	住所	一関市	組合員数	10
	設立年月日(登記日)	平成22年8月10日		
遠野市斎場管理事業協同組合 大手資本の互助会等の進出により、県内葬祭業者は苦戦を強いられているなか、遠野市内の葬祭業者が結集し経営の合理化と強化を図るために組織化。 主な事業は、共同販売、教育情報提供。	理事長	加藤 勝弘	出資金	120万円
	住所	遠野市	組合員数	4
	設立年月日(登記日)	平成23年3月28日		

食を活かした起業・新事業セミナーを開催

本会では3月10日、奥州市水沢区のプラザイン水沢に於いて「食による起業・新事業展開支援セミナー」を開催した。

このセミナーは、本県の地域資源を活かした食品関連事業の起業と新事業の立ち上げを促進するため、起業を目指す個人等を対象に開催したものである。

基調講演では、フード・マーケティングプロデューサーで野菜ソムリエでもあるブランドストーリーの代表 大平恭子 氏が地域の食資源活用ビジネスの実態と起業する上で押さえておくべき基本について講義、続く起業・新事業展開事例の発表では、北上市の農業生産法人株式会社更木ふるさと興社 専務取締役 駒込昌平氏から、地域活性化のために住民が立ち上がり桑葉を使った商品開発に取り組んでいる事例が発表された他、かまいし水産振興企業組合 理事長 三塚浩之氏からは、漁業振興のための定食店創業や水産物の販売 PR、ウギャルプロジェクト等の活動について発表、地域のビジネスマインドの醸成を促した。



食を活かした起業を学んだセミナーの様子

本会では3月10日、奥州市水沢区のプラザイン水沢に於いて「食による起業・新事業展開支援セミナー」を開催した。このセミナーは、本県の地域資源を活かした食品関連事業の起業と新事業の立ち上げを促進するため、起業を目指す個人等を対象に開催したものである。基調講演では、フード・マーケティングプロデューサーで野菜ソムリエでもあるブランドストーリーの代表 大平恭子 氏が地域の食資源活用ビジネスの実態と起業する上で押さえておくべき基本について講義、続く起業・新事業展開事例の発表では、北上市の農業生産法人株式会社更木ふるさと興社 専務取締役 駒込昌平氏から、地域活性化のために住民が立ち上がり桑葉を使った商品開発に取り組んでいる事例が発表された他、かまいし水産振興企業組合 理事長 三塚浩之氏からは、漁業振興のための定食店創業や水産物の販売 PR、ウギャルプロジェクト等の活動について発表、地域のビジネスマインドの醸成を促した。

高速料金割引制度のパブリックコメントへの対応

(独立)日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路(株)を含む6つの高速道路株式会社では、国土交通省が2月16日に発表した「高速道路の当面の新たな料金割引に関する計画(案)」についてのパブリックコメント(国民からの意見募集)を募集した。本会では、高速道路料金の変更は、いまだ需要低迷や収益圧迫等、先行き不透明感の続く中小企業に極めて大きな影響を与えることが懸念されることから、以下のとおり意見書を提出した(本件に関する問い合わせは、本会連携支援部 TEL: 019-624-1363 まで)。

高速道路の当面の新たな料金制度に関する計画(案)について

中小企業は、わが国経済の活力の源泉とし…(中略)。高速道路料金の変更は、中小企業にとって大きな影響を与えることから、高速道路の当面の新たな料金制度に関する計画(案)について、社会の主役である中小企業に特段の配慮を行うよう、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 平日上限料金制導入に係る中小企業への配慮措置

平日2,000円の上制限を導入する場合は、中小企業者の高速道路利用形態を十分に考慮し、実質負担増となる中小企業には経過措置及び段階的導入を措置するなど制度運営に対する配慮措置を実施するよう要望する。

2. 現行の大口・多頻度割引制度の継続

現行制度の継続・存続を強く要望する。
大口・多頻度割引制度は、ほとんどの中小運送業者

及び製造・小売卸等業者が事業協同組合等を通じて利用し、組合は高速道路料金の集金業務をNEXCOに代行しており、NEXCOの業務効率化に大きく寄与している。

さらに、小ロット・多回数納品に対応するため、普通車(バン・ワゴン)での近・中距離輸送が増加しており、2,000円の上制限を導入する場合には「契約者単位割引条件」の1枚平均30,000円以上を満たすことが非常に厳しい状況になるので、「契約者単位割引条件」を1枚平均30,000円から20,000円にする緩和を強く要望する。

3. 時間帯割引等の継続

通勤・深夜割引、平日昼間割引を継続に賛成する。
マイレージ制度は、小規模事業者にとって不可欠なコスト削減施策の一つであることから、平成24年度以降の見直しは慎重に検討するよう要望する。

岩手労働局等が本会に要請書を提出

岩手労働局は、3月4日、本会平澤専務理事を訪れ「新規学校卒業予定者等の採用に関する要請書」を提出した。

この要請は、県内における今年3月の新規大学卒業予定者の就職内定率が59.6%と、前年同月に比べ1.7ポイント下回る厳しい就職環境下、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、新卒者の就職実現のためきめ細かな支援を展開するため、本会をはじめとする中小企業団体等に協力を要請する内容となっている。また、2月28日には岩手県労働組合連合会が、3月16日には本労働組合総連合会岩手県連合会が来会、平澤専務理事に賃金改定等の労働者の待遇改善に関する要請書の提出を行った。



岩手労働局からの要請書を受け取る平澤専務理事

平成22年度いわて商店街サミット開催

岩手県商店街振興組合連合会（豊岡卓司会長）では、2月24日盛岡市ホテルルイズにおいて、平成22年度いわて商店街サミットを開催した。出席者は県内の商業者、商工支援団体、行政職員を中心に約60名。

講演では「地域商店街活性化法」の成立とともに設立された「株式会社全国商店街支援センター」の総合支援グループマネージャーの木村旬也氏が、全国での支援事例並びにセンターの事業の活用策について講演。続くパネルディスカッションでは平成17年度より岩手県商店街振興組合連合会で実施している成功店モデル創出波及事業の指導コンサルタントで、中小企業診断士の高橋幸司氏をコーディネーターに開催。パネラーにはこれまでの参加店舗の中から3店舗（右上写真右側から、くすりのタカギ（平成22年度）、リビングハウスこんの（平成21年度）、株式会社おくやま（平成19年度））を迎え各個店の取り組み事例等について紹介、参加者は質問も交え熱心に聴講した。



パネルディスカッション事例発表の様子

「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」取り組み事例紹介

本会では、平成21～22年度に亘り、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（全国中央会補助）を活用した県内ものづくり中小企業の試作開発等への取組を支援した。本稿では取組成果等について紹介する。

【株式会社イーアールアイ（盛岡市上堂3丁目8-44）代表取締役 水野節郎】

～ ポータブル・エコドライブ・アシスト・システムの開発 ～

地球環境負荷低減、原油価格の高騰等を背景に、『エコドライブ』が一般のドライバーにも広く認識されてきている。最近では、ドライバーのエコドライブを評価する機能が搭載された車種が登場し、その推進に一役買っているが、一般的に普及しているとは言い難い。そこで『今乗っている車に手軽に取り付けることが出来る』というコンセプトの下、車の配線やエンジン情報との接続を不要とし、独立して加減速スピード、車速、アイドリング等を認識するエコドライブアシスト装置を開発した。

開発にあたってはイーアールアイ社が得意とする電子回路設計、ファームウェア設計等の組込みコア技術を活用。GPS、加速度センサとの組み合わせにより、『エコドライブ』を精度良く検出する装置の開発に成功した。実車モニターの結果では、本開発装置の設置により、平均して約10%の燃費改善効果があった。

車輛の運行状況等を記録する機能も搭載されており、後付け可能な小型装置で、環境に優しい運転を支援する岩手発の商品として、輸送、物流関連業界等を中心に販売展開を行っていく。

『ポータブル・エコドライブ・アシスト・システム』に関するお問い合わせは、(株)イーアールアイ（TEL：019-648-8566 FAX：019-648-8224 <http://www.erii.co.jp> E-mail：info@erii.co.jp）まで。



今回開発された「ポータブル・エコドライブ・アシスト・システム」のイメージ図

通常総会終了後の事務手続きについて

本稿においては通常総会終了後の手続き等について紹介する。なお、通常総会の開催手続きについては、ネクサス平成23年3月号(No. 591)「通常総会開催までの手続き」を参照。

● 震災に伴う決算関係書類の行政庁への提出期限の延長措置 ●

組合は、通常総会終了日から2週間以内に決算関係書類を所管行政庁に提出することとなっている（中小企業等協同組合法第105条の2）が、被災により期限内に提出義務が履行されない場合でも、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に基づき、平成23年6月30日までに提出された場合は、組合法に定める20万円以下の過料に処されない特別措置が新たに規定された（注意：当政令は、組合の通常総会（総代会）の開催の延長については規定していない）。

● 通常総会終了後手続き等

1. 議事録の作成

議事録は文字通り組合会議の討議状況の記録のほか、各種手続きの添付書類となるので、総会又は理事会終了後遅滞なく作成する。法改正による記載事項の変更に注意（総会議事録の作成例は次頁）。

2. 理事会の開催

役員改選した場合、役付理事選任のため、総会途中の改選直後または総会終了直後、若しくは後日に開催。

3. 所管行政庁への提出

(1) 決算関係書類（通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出。上記提出期限延長あり）

添付書類…①事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理の方法を記載した書面 ②総会議事録又は謄本

(2) 役員の変更届出（役員改選で変更があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出）

添付書類…①変更した事項を記載した書面（新旧役員の比較対照表） ②変更年月日及び変更理由を記載した書面 ③総会議事録又は謄本 ④理事会議事録又は謄本（役付理事変更の場合）

※ 全員が再選重任し、氏名住所に変更がない場合は届出不要

(3) 定款変更の認可申請（定款変更は行政庁からの認可で効力を発するため、速やかに行う）

認可申請書の必要部数は、事業協同組合は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通。

添付書類…①変更理由書 ②変更しようとする箇所を記載した書面 ③定款変更を決議した総会議事録又は謄本 ④定款変更後の事業計画書・収支予算書（定款変更が事業変更の場合は必要）

4. 変更登記

(1) 代表理事の変更（就任承諾日の翌日から起算して2週間以内。再任の場合も登記が必要）

再任の場合の添付書類…①総会・理事会議事録又は謄本 ②就任承諾書 ③定款

新任の場合の添付書類…①総会・理事会議事録又は謄本 ②就任承諾書 ③定款 ④印鑑届出（理事長印）
⑤印鑑証明書（新代表理事個人の実印） ⑥新代表理事選任の理事会議事録に記名押印した理事全員の印鑑証明書（前代表理事が理事に残り、議事録に前代表理事が届け出てある理事長印を押印した場合は添付不要）

(2) 定款変更に伴う登記（定款変更認可書到達日の翌日から起算して2週間以内）

添付書類…①総会議事録又は謄本 ②定款変更の認可書

(3) 出資総口数及び払込済出資総額の変更登記（事業年度終了日の翌日から起算して4週間以内）

5. 申告及び納税

事業年度終了後2ヶ月以内に行う。なお、定款変更により事業年度終了後3ヶ月以内の通常総会の開催も可能。また税務申告についても申告期限の1ヶ月延長の特例を受け、3ヶ月以内に申告することも可能。

なお本県では、今震災により申告期限の延長措置が図られている。詳細は本誌特集記事「東北地方太平洋沖地震に関する特別措置について」の「8. 申告・納付等の期限延長」を参照。

6. その他

剰余金処分の振替、脱退者持分の払戻し、配当金支払い等の処理。欠席組員への決議事項の通知。

● 総会議事録作成例

総会議事録の例（3月決算組合で理事5名、監事2名の組合）

通常総会議事録	
1. 総会の種類	第〇回通常総会
2. 招集年月日	平成23年5月18日(火)
3. 開催日時及び場所	↑ 平成23年5月27日(金) 午 ↓ 〇〇〇会館 第4会議室 岩手県盛岡市内丸〇番〇号
(要追記) ←	
4. 組員数及び出席組員数	(1) 組員数 30人 (2) 出席組員数 25人 (本人出席10人、委任状出席10人、書面出席5人)
(要追記) ←	
5. 議長の氏名	B
6. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	C
7. 議長選任の経過	定刻に至り～(中略)～議案の審議に入った。
8. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）	第1号議案 ○年度事業報告及び決算関係書類承認の件 議長は、～(中略)～満場異議なく承認された。（以降各議案は省略）
以上ですべての議案の審議を終了したので議長は退任の挨拶を行い、午後2時30分に閉会した。	
平成23年5月27日	議長 B 印 出席理事 A 印 出席理事 C 印 出席理事 D 印

通常総会の招集日と開催日は、中10日以上空ける必要がある。この例の場合、5月27日に開催なら招集年月日は5月16日以前。

法改正後は次のとおり記載が必要。

4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数

(1) 理事数 5人、監事数 2人
(2) 出席理事数 4人、出席監事数 2人

以前は「出席理事、出席監事の氏名」の記載はなかったが、法改正後は記載が必要。この事例の場合、

5. 出席理事の氏名 A、B、C、D、E
6. 出席監事の氏名 F、Gと記載の必要あり。

中央会さん、出番ですよ ～最近の支援事例～

中央会では昨年度、平泉の文化遺産の世界遺産登録に向け、観光地として相応しい店づくり、受入態勢構築を支援する「平泉文化遺産エリア外食、土産品店等観光産業支援事業」を岩手県南広域振興局から受託・実施した他、地元産の原料や資材を活用して新しい商品の開発等を行う企業に対する支援事業も実施している。今回は、本会の支援事例の中から、平泉町の「毛越寺門前直売あやめ」と盛岡市の「ちゃんこ太五郎」の取り組みへの支援について紹介する。

【魅力有る店づくりへの支援】

(平泉外食土産品店等観光産業支援事業にて支援)

昨年2月開業の「毛越寺門前直売あやめ」。毛越寺駐車場内に位置し、漬物・惣菜・パンの3事業者による共同加工直売店舗である。あやめでは、経営手法確立・習得等のため本会に支援を要請、顧客ターゲットや個店コンセプト設定の他、拡販・人材育成等、専門家を活用しながら店舗の魅力向上を図るべく支援を行った。1店目は「漬もの処きら里」。地元女性グループが立ち上げ、地場野菜にこだわった漬物は和のイメージにもマッチし、お土産に最適。人気は甘味のある緑大豆（あおばた）を使った「大豆の五目漬」。この他、県のふるさと食品コンクール入賞の「刻み大根の醤油漬」もお勧め商品。客を飽きさせない商品構成が魅力である。2店目は「手づくり惣菜まめ太郎」。町内産大豆を使用した豆腐・油揚げ等の手づくり惣菜を販売。配達弁当も評判が高い。その他牛肉コロッケやおにぎりお菓子など豊富に取りそろえている。3店目はパ



看板商品「刻み大根の醤油漬」



人気商品「きんいろあんぱん」

毛越寺門前直売あやめ

住所：西磐井郡平泉町平泉大沢61-5

電話：0191-48-3135

【ちゃんこで岩手を元気に！】

(中小企業応援センター事業にて支援)

盛岡市の「ちゃんこ太五郎」は、ちゃんこ鍋メニューを中心とした飲食店である。親方の菅原晴広氏は元力士（四股名：鷲登）で、気は優しく力持ちの気さくな人柄で多くのファンがいる。氏は、岩手を盛り上げたい気持ちから昨年3月、「ちゃんこで地域に元気を！プロジェクト」を立ち上げた。この取り組みは産直施設や養豚農家の他、老人ホームを運営する社会福祉法人等と連携して実施するので、具体的には新商品を開発（盛岡ちゃんこ）「岩手を元気に！」菅原晴広氏し「ちゃんこ巡業」で近隣老健施設等へ出向き、鍋を振る舞う。盛岡の地域食材で地産地消にこだわった商品をお年寄り達に食べてもらい、元気を提供したいと力を込める。氏は「お店をもっと良くしたい」との気持ちから本会に支援を要請、中小企業応援センター事業で専門家指導・窓口相談等を行った。専門家指導により新メニュー開発、販売促進戦略策定、営業力強化等の課題に取り組んだ。支援の結果、メニューのブラッシュアップが図られた他、販売促進上の課題等が明確化し、方針が明らかになるなど手応えを感じている。先の東日本大震災では大きな被害とショックから皆が落ち込む中、元気を与え励ましたいとの気持ちから、格安で「盛岡復興ちゃんこ」の提供を開始、大きな反響を呼んだ。本会では、今後も経営力向上に向けた支援を継続する予定。



「岩手を元気に！」菅原晴広氏

ちゃんこ太五郎

住所：盛岡市中央通3-11-3

電話：019-625-8159

組織化動向 ～新しく設立された組合の紹介～

協同組合大船渡市商工業振興センター 地方の中小企業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあり、喫緊の対応が迫られている。このような中、大船渡市を基盤とする中小企業者が相寄り、共同購買事業やE T Cカードの共同精算事業等を通じコスト低減を図るとともに、異業種で構成されている強みを活かし、相互の情報共有やその利活用を促進し経営の合理化を図るため、中小企業等協同組合法に基づき事業協同組合として設立。	創立総会	平成23年3月 8日
	地 区	大船渡市の区域
	代 表 者	中嶋 豊 理事長
	事 業	① 組合員の事業に要する事務用品、事務機器、建設業資材等の共同購買 ② 組合員のためにするE T Cカードの共同精算事業 ③ 教育及び情報の提供に関する事業 ④ 福利厚生事業 ⑤ 附帯事業

～ 会 員 情 報 ～

割増商品券の発行開始 協同組合ジョイ (玉山 哲理事長)	伝統工芸士認定試験に4名が合格 岩谷堂筆筒生産協同組合 (三品 健悦理事長)	
組合では、プレミアム付き商品券・ENJOY商品券の販売を、3月1日より開始した。1割増のプレミアが好評、6月30日までの期限付き商品券で1枚500円の券を11枚(5,500円)セットで販売。購入限度は1人5万円まで。	組合では、組合員事業所の職人4名が伝統的工芸品産業振興協会認定の伝統工芸士試験に合格したことから、認定証授与式を3月10日に開催した。同認定制度は伝統的工芸品製作に12年以上従事した職人が受験できるもので、知識・実技の各試験に合格した4名は伝統工芸士として登録を果たした。昨年、本会の「ものづくり分野の人材育成・確保事業(テーマ:岩谷堂筆筒に伝わる伝統的技法・技術の承継)」の支援を受け研修事業を実施。4名は研修生として知識・技法の習得等、自己研鑽に励んできたことが刺激となり今回の成果となった。	
組合青年部設立総会を開催 岩手県農業機械商業協同組合 (高橋 豊理事長)	臨時青空朝市を開催 協同組合宮古市魚菜市场 (坂下 正明理事長)	県内外から買い物客 直売センター北上協同組合 (昆野 将元理事長)
組合では、組合員企業の若手経営者・後継者等を中心とした青年部組織を立ち上げるため、3月9日(水)、盛岡市のホテルルイズに於いて創立総会を開催した。当日は設立同意者の他、関係者が参加、青年部規約の制定等各議案が承認された。	組合では、東北地方太平洋沖地震発生後の3月14日、臨時の青空朝市を開催した。組合員店舗のうち10店舗が参加。深刻化する食糧不足に対処するため、在庫品を中心に販売。午前6時から急遽開催された朝市には早朝にもかかわらず多くの買い物客が訪れた。	組合では、東北地方太平洋沖地震発生後の3月14日より営業を再開。各地で食糧不足が懸念される中、同組合店舗には県内外から米や野菜を買い求める客足が絶えない。品揃えは通常期の半分程だが、食堂も通常通りのメニューで営業している。

～ Q & A コーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Q & A形式で紹介。

(質問)

Q 1. 設立後数年は配当もなかったが、創立後10年を経た今日、業績も伸び収支もよくなり、新組合員は加入時から配当もあり、事業利用条件も有利となっているので、創立時の組合員とその後の加入組合員とで、次のように賦課金等に差等を設けることはできるか。

- (1) 創立後の加入組合員のみから何らかの方法で賦課金を徴収すること。
- (2) 使用料及び手数料についても、上記のように差等をつけてよいか。

Q 2. 協同組合では、員外者に組合の事業を一定の要件のもとに利用させることができるが、定款に員外利用についての定めをしておくべきか。

(回答)

A 1. (1) 一般に経費の賦課方法としては、組合員に一律平等に賦課するいわゆる平等割の方法や、組合員の生産高、販売高等によるいわゆる差等割の方法、あるいはこれらの方法を併用する方法等があるが、経費は組合の事業活動に必要な費用（事務所費、人件費等）として充当される組合内部における一種の公課的なものであるから、新規加入者に対してのみの賦課は、法第14条に規定する現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付したことになるかと解する。

(2) 使用料及び手数料は、組合の経済的事業の運営上必要な費用を賄うもの（例えば、資金貸付利子、検査手数料等）で、これも新規加入者に対してのみ徴収することとすることはできない。

A 2. 員外利用について、中協法第9条の2第3項の規定は、定款に規定することを必要としていない。即ち条文中に「定款に定めるところにより」の規定をおいていない。したがって、定款に当該規定を設定しなくとも利用させることは可能である。また、必ずしも禁止規定を定款におかなくとも利用させないこともできる。このことは、員外利用の可否は「組合員の利用に支障がない場合」にのみ限られているものであって、利用させるかどうかは、組合内部の契約であり、かつ員外者が組合の施設を利用することは、当然の「権利」として認められている性格のものでないこと等からも理解できるであろう。なお、員外利用の可否を規定することが、後日の紛糾を避ける意味を持つならば、定款に規定する措置も必要かと思料される。

～岩手県商工振興協同組合からのお知らせ～

ETCコーポレートカードの大口・多頻度割引制度について～

— 組合加入者 随時募集中 —

岩手県商工振興協同組合（中央会と同所）では、組合事業として、ETCコーポレートカードの大口・多頻度割引制度を活用した共同精算事業を実施しております。

この大口・多頻度割引制度は、高速道路株式会社の交付する『ETCコーポレートカード』をご利用いただくことを前提とする高速道路等の通行料金の割引制度で、料金は1ヶ月分をまとめて翌月末までに支払うことができ、利用額に応じた割引を受けることができます。この制度の活用によって、大幅な経費節減が出来るというメリットがありますので是非ご活用下さい。なお、当組合の共同精算事業のご利用に当たってはまず当組合に加入していただき、規約に定められているカード1枚当たりの最低利用限度額（1枚あたりの月額利用料が3万円を上回る）をクリアしていただく必要がありますのでご留意下さい。詳細については、当組合（TEL:019-625-1454）までお問い合わせ下さい。



ETCコーポレートカードの見本例

戦略的基盤技術高度化支援事業の公募（東北経済産業局）

中小企業庁では、平成23年度の戦略的基盤技術高度化支援事業の募集開始を発表した。この事業は、鋳造・鍛造・切削加工・めっき等の20分野の技術向上に繋がる研究開発や試作等であって、複数の中小企業や大学、公設試験研究機関等が協力して研究開発を行い、製品の事業化に向けたスケジュール・売上予測等がある程度明らかになっている提案を支援する事業となっている。概要は以下のとおり。

（応募対象事業）

中小ものづくり高度化法第3条に基づき、経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、法第4条の認定を受けた「特定研究開発等計画」を基本とした研究開発等の事業。

（応募対象者）

法の認定を受けた中小企業者を含む事業管理機関、研究実施機関、総括・副総括研究代表者、アドバイザーにより構成される共同体。

（公募期間）

平成23年3月10日～5月10日 ※上記以外にも具備すべき要件がある。

本件に関する問い合わせは、東北経済産業局地域経済部 情報・製造産業課 TEL：022-221-4903 若しくは同局地域経済部 産業技術課 TEL：022-221-4897 まで。

新技術開発助成事業の公募（新技術開発財団）

財団法人新技術開発財団では、独創的な科学技術の研究や新技術開発により、独創的な新技術の実用化を行う企業の試作開発を支援する「新技術開発助成事業」の公募を開始すると発表した。概要は以下のとおり。

（開発技術の要件（一部掲載））

①独創的な国産技術であり、基本技術の知的財産権が特許出願されていないこと、②実用化を目的にした開発試作であること、また実用化の見込みがあること、③開発予定期間が1年以内であること等。

（企業の要件）

①資本金3億円以下・従業員300人以下の技術開発会社、②大企業及び上場企業の関係会社でないこと。

（公募期間）

第一次募集：平成23年4月1日～4月20日 第二次募集：平成23年10月1日～10月20日

本件に関する問い合わせは、財団法人新技術開発財団 TEL：03-3775-2021 まで。

一一般在職者支援事業廃止のお知らせ（産業雇用安定センター）

財団法人作業雇用安定センターでは、国の事業見直しに伴い、一一般在職者向けの再就職支援事業を、平成23年3月31日をもって廃止すると発表した。この事業は、雇用調整の対象者に対し在職中から企業間の出向・移籍の斡旋を行う他、再就職を希望する一一般在職者を支援する事業である。なお、平成23年3月31日までに求職申込をした場合、在職中の再就職支援は9月30日まで行う。

本件に関する問い合わせは、財団法人産業雇用安定センター岩手事務所 TEL：019-625-0434 まで。

レアアース等利用産業等設備導入事業の公募（経済産業省）

経済産業省では、レアアース等の使用量削減や国内循環促進、製造プロセスの効率化等を図るための設備導入を促進する「レアアース等利用産業等設備導入事業」の公募を発表した。中小企業者がレアアース等の使用量低減に資する設備の導入等を行う際、補助率1/2以内で支援する。申込締切は4月20日まで。

本件に関する問い合わせは、野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 TEL：03-5533-3153 まで。

景況は依然先行き一進一退(平成 23 年 2 月)

〈全体の概要〉

2月は、原油・原材料の上昇が目立ち、価格に転嫁することが出来ず収益が悪化している。政策効果により売上が改善している業種も見られるが、資金繰りに苦慮する企業もある。

中小企業の景況は、内需低迷が続く中、原材料価格の上昇や円高を背景とするコストダウン要請の強化により、収益が圧迫される状況にある。依然として先行きは一進一退の状況が続いている。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ 漬物製造業
低温降雪による購買意欲の低下で低調な荷動き。

◆ 一般製材業
年末年始の豪雪で倒木被害がかなりの数。整理には多額の費用がかかる。

◆ 木材チップ製造業
年末からの大雪で原木入荷は回復していない。

◆ 採石製造業
地域によって工事が出てきているが、価格に反映されず収益、資金繰りは依然として厳しい状況。

◆ 銑鉄铸件製造業
上海・香港向け伝統工芸品の生産はフル稼働。国内向け産業機械铸件は、首都圏の住宅関連や公共工事の増加で、上下水道関連の売上が高水準で推移。

◆ 金属製品製造業
鋼材が値上りを続けているが、デフレ経済下で需給バランスが崩れる中、受注価格への転嫁は困難。

◆ 畳製造業
住宅リフォームの助成事業を実施する市が出てきたことによる経済効果が得られており、停滞する経済へのカンフル剤として大いに期待される。

◆ 各種商品小売業（盛岡市）
来店客は増加したが消費はやや鈍い。

◆ 各種商品小売業（大船渡市）
依然としてセール日と平日の売上格差が大きい。

◆ 野菜・果実小売業
スーパー等を含め、消費動向の上向き感は乏しい。

◆ 燃料小売業
原油価格上昇で先行き不透明。

◆ 自転車整備業
春に向けて売上が上向いてきたが、先行き見通しが付かないのが現状。

◆ 商店街（久慈市）
イベント開催で商店街に賑わい見せたが、総じて売上は低迷。

◆ 商店街（盛岡市）
新企画イベントで客数は伸びたが、低価格商品を増やしたため客単価の伸びには至らず。

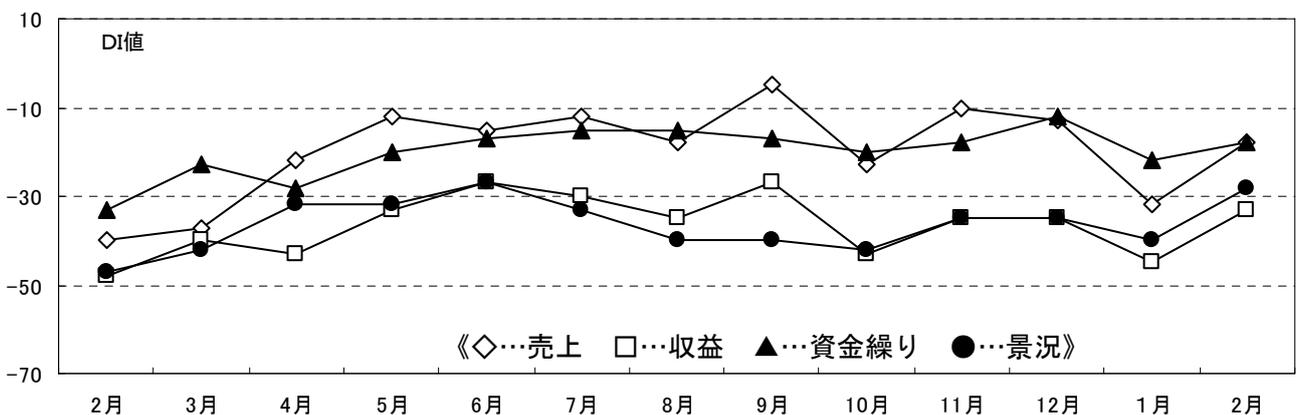
◆ 旅館業
冬のイベントで賑わったが、宿泊には結びつかず。ビジネス客も伸び悩み。

◆ 旅行業
募集型企画旅行等の団体旅行は前年並。旅行代金の低価格傾向が続く。

◆ 建物サービス業
入札形態の変更等によりかなり厳しい状況。受注金額の下落は止まらず、経営を圧迫。

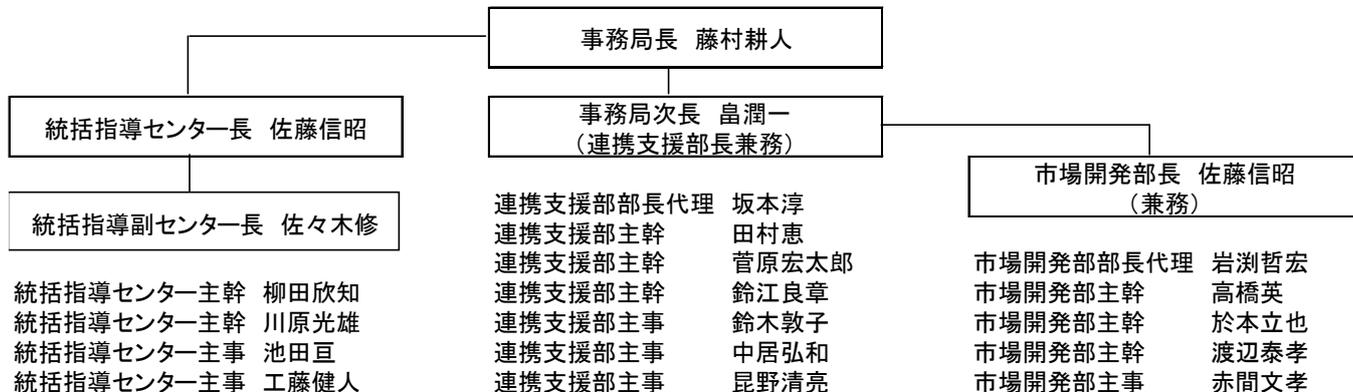
◆ 電気工事業
仕事量の多寡は地域的に異なる。年度末以降の見通しは全くたっていない。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ（H22年2月～H23年2月）●



平成23年度 岩手県中央会事務局体制

平成23年度の本会事務局体制は以下のとおり。



岩手県中央会・東北地方太平洋沖地震義援金の募集

本会では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された会員組合及び組合員等の復興を支援するため、「岩手県中央会・東北地方太平洋沖地震義援金」を募集している。概要は以下のとおり。

「岩手県中央会・東北地方太平洋沖地震義援金」

- ① 義援金 1口 10,000円(1口以上)
- ② 振込先 岩手銀行県庁支店 普通 No.1070796 岩手県中小企業団体中央会
(義援金専用口座。賛同の場合は、上記金融機関に振込)

岩手県中小企業団体中央会 第56回通常総会開催予定

日時：平成23年5月12日(木)
場所：ホテル東日本 盛岡市大通3丁目3番18号 TEL：019-625-2131

◆主要日誌◆ (3月1日～3月31日)

◎中央会主催事業

- 3/7 インターシップ事業新卒者向け説明会
- 3/8 組合自治監査講習会
- 3/10 起業・新事業展開セミナー(水沢)
- 3/24 気仙・釜石広域地区被災地調査
- 3/25 宮古広域地区被災地調査
- 3/30 久慈広域地区被災地調査

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 3/1 全中正副会長会議
- 3/2 ワークライフバランス推進セミナー
- 3/3 雇用・能力開発機構運営協議会

- 3/7 サポートニングネットワーク運営会議
- 3/8 県央地場産業振興研究会
岩手県雇用開発協会理事会・臨時総会
- 3/9 若手技能者選考委員会
- 3/10 ひとり親家庭就労支援検討会
- 3/23 ふるさとハローワーク事業規格審査委員会
- 3/24 岩手県信用保証協会理事会
- 3/29 岩手経済研究所理事会・評議員会
応援センター幹事会及び被災対策会議
- 3/30 いわて産業振興センター理事会
- 3/31 被災企業金融支援緊急対策会議

職員退職のお知らせ

本会指導員 鎌田史郎 は、本年3月31日をもって本会を退職しましたのでお知らせします。

昭和56年本会入り在職27年 業務課・総務課・企画情報課等を経て平成20年度より連携支援部長。
なお、4月1日より、岩手県採石工業組合の事務局長に着任。